

2020 年 6 月 25 日変更

定	款
---	---

神姫バス株式会社

神姫バス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、神姫バス株式会社と称し、英文では Shinki Bus Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 道路運送法による各種運送事業
2. 旅行業
3. 自動車・建設機械器具の整備、修理、売買、賃貸および仲介ならびに自動車部品・用品、石油類の販売
4. 百貨店、ホテル、飲食店、売店、娯楽機関および観光開発事業の経営ならびにフランチャイズ事業の経営
5. 土地造成、建物の建築・改築、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理
6. 遊園地、公園、ドライブイン、スポーツ施設、レジャー施設、文化施設、温泉施設、高齢者福祉施設、観光施設、遊技場、駐車場、駐輪場、スキー場および宿泊所の経営
7. 文化・教養・スポーツ講座の開催運営および貸館業務
8. 住宅設備機器、電気機械器具、事務用機械器具の設置、販売および賃貸ならびに食料品、健康食品、衣料品、装飾品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、化粧品、スポーツ用品、アウトドア用品、健康器具、玩具および書籍文房具の販売
9. 酒類、たばこ、郵便切手、印紙、劇場・映画館・スポーツイベント等のチケットおよび宝くじ等の販売
10. 農林水産物・畜産物・園芸植物の生産、加工および販売
11. 魚肉練り製品、食品、冷凍食品、菓子の製造、加工、販売および製造請負
12. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法による損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
13. ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業および広告業
14. ロープウェイ業およびリフト業の経営
15. 自動車の運行およびその保守管理
16. 労働者派遣事業および各種軽作業請負、家事・事務等の代行サービス
17. 企業の人材育成のための教材の制作・販売および教育研修の企画・実施
18. 安全指導業務の企画・実施
19. 学校、自治体、協会、企業に対する集客および認知度向上施策の企画・実施
20. 各種学校、幼稚園、保育所、託児所の経営
21. 倉庫業

22. 介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護および福祉用具貸与）および居宅介護支援事業
23. 身体障害者福祉法に基づく身体障害者居宅介護等事業
24. 知的障害者福祉法に基づく知的障害者居宅介護等事業
25. 児童福祉法に基づく児童居宅介護等事業
26. 老人福祉法に基づく有料老人ホームの経営
27. 高齢者専用賃貸住宅事業および適合高齢者専用賃貸住宅事業
28. 電動ベッド、車椅子、枕、紙おむつ、寝装具等の介護用品および介護機器の販売・レンタル
29. 一般廃棄物収集運搬業、ごみ処理業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理業
30. 建築物・構造物・車両の清掃およびそれらの付帯設備機器の点検・保守・管理
31. 集金代行、現金輸送、警備および保安業務
32. 放置車輛確認業務
33. ビルメンテナンス業
34. 造園工事の設計・施工・請負および園芸サービス業
35. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
36. 映像・音声に関するソフトウェア・ハードウェアのレンタルおよび販売
37. 写真機材の販売ならびに現像、焼付および仲介業
38. 古物売買業
39. 指定管理者制度に基づく公共施設およびそれに準ずる施設の管理運営
40. 前各号に付帯する事業および関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を姫路市に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,200 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

前項については、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第 309 条第 2 項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選定することができる。

会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって前項の取締役中より選定する。

(相談役、顧問)

第 22 条 取締役会は、その決議をもって相談役または顧問若干名を置くことができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議をもって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当および基準日)

第 37 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第 38 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第 7 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入)

第 40 条 当社は、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために買収防衛策として一定のルールを導入する。

前項に規定する一定のルールが遵守されなかった場合は、当社は、当該ルールに定める手続に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。

前項に規定する新株予約権無償割当て等に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。

(防衛策の手続)

第 41 条 当社は、買収防衛策として一定のルールを導入する際には、株主総会の承認を得なければならない。

当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を解消・改廃することができる。

(有効期間)

第 42 条 前条に基づいて導入された買収防衛策は、株主総会の承認を得た後 3 年以内の最終の事業年度に関する当社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。

前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める当社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、当該承認がなされなかった時点をもって、前条に基づき導入された買収防衛策はその効力を失うものとする。